

## 和解条項

原告：株式会社 STB ヒグチ 被告：有限会社ビバテック

- 1 原告（反訴被告。以下「原告」という。）と被告（反訴原告。以下「被告」という。）は、原告商品と被告商品の着想者は同一であるが、その後の商品化に向けた研究及び開発の過程は、原告又は被告においてそれぞれ独自になされたものであり、よって互いに相手方の商品を模倣したものであることを相互に確認する。
- 2 原告と被告は、本和解成立後は、相互に公正妥当な取引ルール及び前項の趣旨に従い、研究・開発及び販売・販促等の営業行為等を行うものとし、相手方を誹謗中傷したり、自己又は相手方の商品について需要者に誤認を与えたり、相手方の研究開発、開発販売商品、販売、販促行為等の営業行為等について言及したりしない。
- 3 (1) 原告と被告は、原告または被告が自己の有する知的財産権に言及する場合には、その登録番号を明示し、「他社は真似できません」などと、360 度円筒形歯ブラシについての包括的・全面的な排他的独占権をイメージするような表現を用いない。  
  
(2) 原告と被告は、それぞれ自己の製品を宣伝広告するに当たり、相手方の製品を自己の製品と誤認混同させるような表現を用いない。  
  
(3) 卸売業者、小売業者が上記(1)(2)の表現を用いていることを発見したときは、当該商品の製造元当事者が直ちに警告を与えるものとする。
- 4 原告と被告は被告が現在使用している歯ブラシのハンドル形状が、原告の有する意匠権を侵害するものではないことを相互に確認する。
- 5 原告は、被告に対する本訴請求を取り下げ、被告はこの取り下げに同意する。
- 6 被告は、原告に対する本訴請求を取り下げ、原告はこの取り下げに同意する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。